

## 港湾空港技術研究所依頼研修取扱規則

平成 13 年 4 月 1 日  
研究所規則第 41 号

一部改正 平成 23 年 3 月 30 日 研究所規則第 2 号  
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 研究所規則第 3 号  
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 研究所規則第 1 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第 11 条及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務方法書第 4 条の規定に基づき、港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）が、地方自治体や民間企業等（以下「依頼者」という。）の依頼により実施する、研修による技術の指導に関する取扱いを定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「依頼研修」とは、依頼者からの申込みにより一定の期間実施する、個別の研修課題に対する技術の指導をいう。

2 この規則において、「研修員」とは、研究所が依頼研修を実施するため受入れる依頼者側の職員をいう。

### (事務手続き)

第 3 条 依頼研修に係る手続きは、次のとおりとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- 一 依頼者は、様式 1 の「依頼研修申込書」により申し込む。
- 二 希望受入グループを担当する特別研究主幹（港湾空港技術研究所文書管理規則（平成 13 年 4 月 1 日研究所規則第 38 号）第 50 条第 1 項に基づき指定された希望受入グループの所属する領域に係る職務を行う特別研究主幹をいう。）及び受入希望センターの長（以下「担当特別研究主幹等」という。）は、依頼研修実施の適否について審査し、受入れをする場合、様式 2 による「依頼研修計画書」を作成し、港湾空港技術研究所所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 三 所長は、前号の規定により依頼研修計画書の提出を受けたときは、その内容が適当であると認めた場合には、様式 3 の「依頼研修受入承諾書」を作成し、依頼者に送付するものとする。

### (契約の締結)

第 4 条 前条による「依頼研修申込書」「依頼研修受入承諾書」をもって、契約が締結されたこととする。

2 契約の締結後、研修実施不適當等の事情が生じたときは、対応について双方で協議する。

### (費用の算定)

第 5 条 研究所は、研修費用として別に定める研修費を依頼者に負担させるものとする。

### (費用の徴収)

第 6 条 依頼者は、前条で算定した費用を研究所の発行する支払日を指定した請求書により納入しなければならない。

(財産の帰属)

第7条 依頼研修の実施のために取得した物品その他の財産については、原則として研究所に帰属する。

(特許権等の帰属)

第8条 研修期間中に発生した発明については、その発明にかかる特許を受ける権利または特許権は研究所に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案および意匠に準用する。

(損害の賠償)

第9条 研修員が故意または、重大な過失によって研究所に損害を及ぼしたときは、依頼者にその損害を賠償させるものとする。

(事故等の免責)

第10条 研究所は、研究所の責に帰すべき事由により発生した事故等以外、いかなる事由によるものであってもその責任を負わないものとする。

(諸規則等の遵守)

第11条 研修員は、この規則に定める外、研究所の諸規則等を遵守しなければならない。ただし、その性格上適用出来ないものについては、この限りではない。

附 則

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2. 平成13年度において、この規程を適用した場合、事務処理上大きな支障が生じると考えられるものについては、これによらないことができる。

附 則 (平成23年3月30日規則第2号・一部改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第3号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第1号・一部改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1

平成      年      月      日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
港湾空港技術研究所長 殿

(依頼者) 住 所  
名 称

代表者氏名

印

依 頼 研 修 申 込 書

港湾空港技術研究所依頼研修取扱規則により、下記のとおり研修の受入を申し込みます。

記

1. 研 修 課 題

2. 研 修 員 氏 名

3. 研修希望期間      自   平成      年      月      日      至   平成      年      月      日

4. 希望受入グループ等

5. 研 修 の 概 要

6. その他要望事項

7. 添 付 資 料      履歴書

様式2－(1)

平成 年 月 日

港湾空港技術研究所長 殿

担当特別研究主幹等

印

依 頼 研 修 計 画 書

下記研修におきましては、〇〇研究グループにおいて受け入れることが適切と判断しますのでご報告いたします。

記

1. 依 頼 者 名

2. 研 修 課 題

3. 研 修 員 氏 名

4. 研 修 期 間      自 平成 年 月 日      至 平成 年 月 日

5. 指 導 者 氏 名

6. 研 修 費      金      円  
(うち消費税及び地方消費税      円)

様式 2 - ( 2 )

積 算 書

| 項 目   | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
| 技術指導料 |     |     |
| 研修関連費 |     |     |
| 小 計   |     |     |
| 消費税   |     |     |
| 合 計   |     |     |

様式3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
港湾空港技術研究所長

依 頼 研 修 受 入 承 諾 書

平成 年 月 日付けでお申し込みのありました研修につきましては、港湾空港技術研究所依頼研修取扱規則により、下記のとおり受入を承諾いたします。

記

1. 研 修 課 題

2. 研 修 員 氏 名

3. 研 修 期 間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

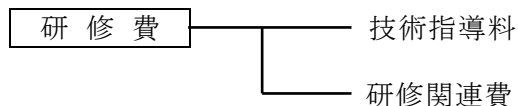
4. 所属部門及び指導者氏名

5. 研 修 費 金 円  
(うち消費税及び地方消費税 円)

## 研修の受入れに伴う研修費の算定について

研修取扱規則第5条にかかる研修費の算定については、以下に定める方法によるものとする。

### 1. 研修費の額は、以下の各項目別に積算して得た額の合計額とする。



#### (1) 技術指導料

1月あたり 60,000円／月（消費税込み）

・1月未満の指導料は、以下のとおりとする。

|         |                |
|---------|----------------|
| ～10日    | 20,000円（消費税込み） |
| 11日～20日 | 40,000円（消費税込み） |
| 21日～    | 60,000円（消費税込み） |

技術指導料の算定は、一ヶ月あたりの指導回数を3回とし、1回あたりの研修指導料は、「委員派遣等取扱規則の技術指導料」を準用する。

#### (2) 研修関連費

実験施設の購入及び実験実施にかかる費用等研修を実施するために、多額の費用を要する場合、その実費を計上する。

### 2. 依頼研修手続フロー

